

# JAS 認定取得ガイド

## ～製品に JAS マークを付けたい方へ～

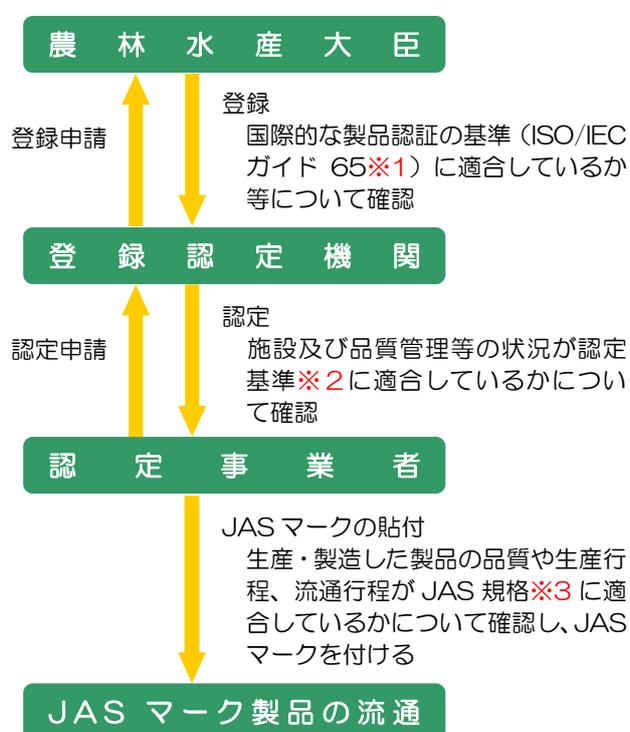
### I はじめに

このガイドは、製品に JAS マークを付けたいとお考えの方に、JAS 認定取得に関する情報を提供することを目的としています。

JAS マークは、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）だけが食品や木質建材などに付けることができます。

認定事業者とは、農林水産大臣に登録された第三者機関である登録認定機関の審査を受け、施設や品質管理等の状況が国の定める基準を満たしている事業者を意味します。

製品に JAS マークを付けるには、JAS 規格が制定されている品目について、その製品が該当する JAS 規格に適合していると判定すること（格付）が必要です。



※1 ISO/IEC ガイド 65 とは、国際標準化機構（ISO）と国際電気標準化会議（IEC）が定めた「製品認証機関に対する一般要求事項」のこと。公平な認定業務や検査員の要件、内部監査などについての基準が定められている。

※2 食品や木質建材などの種類ごとに、生産・製造の施設や品質管理の実施方法、組織や担当者の要件、内部監査などについての基準が定められている。（認定の技術的基準）

※3 食品や木質建材などの種類ごとに、品質や生産方法、流通方法などについての基準が定められている。（日本農林規格（通称：JAS 規格））

## II 事前確認

認定取得の方法についてご説明する前に、大事な確認事項があります。

### チェック1 「その製品は JAS 規格の対象品目ですか？」

JAS マークは、農林水産大臣が制定した JAS 規格に適合した製品に付けることができます。

すべての食品や木質建材に JAS 規格が制定されているわけではありませんのでご注意ください。酒類、医薬品、医薬部外品及び化粧品は JAS 法の対象外ですので、JAS マークを付けることはできません。

JAS規格の一覧は[こちら](#)（外部リンク：農林水産省）

### チェック2 「あなたは JAS マークを付けられる業種の方ですか？」

JAS 規格の分類によって認定事業者の対象が異なります。自身が認定事業者の対象であることをご確認ください。

分 類	認定事業者の対象
品位、成分、性能その他の品質についての基準 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造業者</li> <li>● 販売業者</li> <li>● (国内の) 輸入業者</li> <li>● (外国の) 輸出業者</li> </ul>
生産の方法についての基準 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産行程管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産業者</li> <li>・ 生産行程を管理・把握する生産業者を構成員とする法人</li> <li>・ 生産行程を管理・把握する販売業者</li> </ul> </li> <li>● 小分け業者</li> <li>● (有機農産物及び有機農産物加工食品)の輸入業者</li> </ul>
流通の方法についての基準 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 流通行程管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通行程を管理・把握する生産業者</li> <li>・ 流通行程を管理・把握する製造業者</li> <li>・ 流通行程を管理・把握する輸入業者</li> <li>・ 流通行程を管理・把握する運送業者</li> <li>・ 流通行程を管理・把握する販売業者</li> <li>・ 流通行程を管理・把握する生産業者、</li> </ul> </li> </ul>

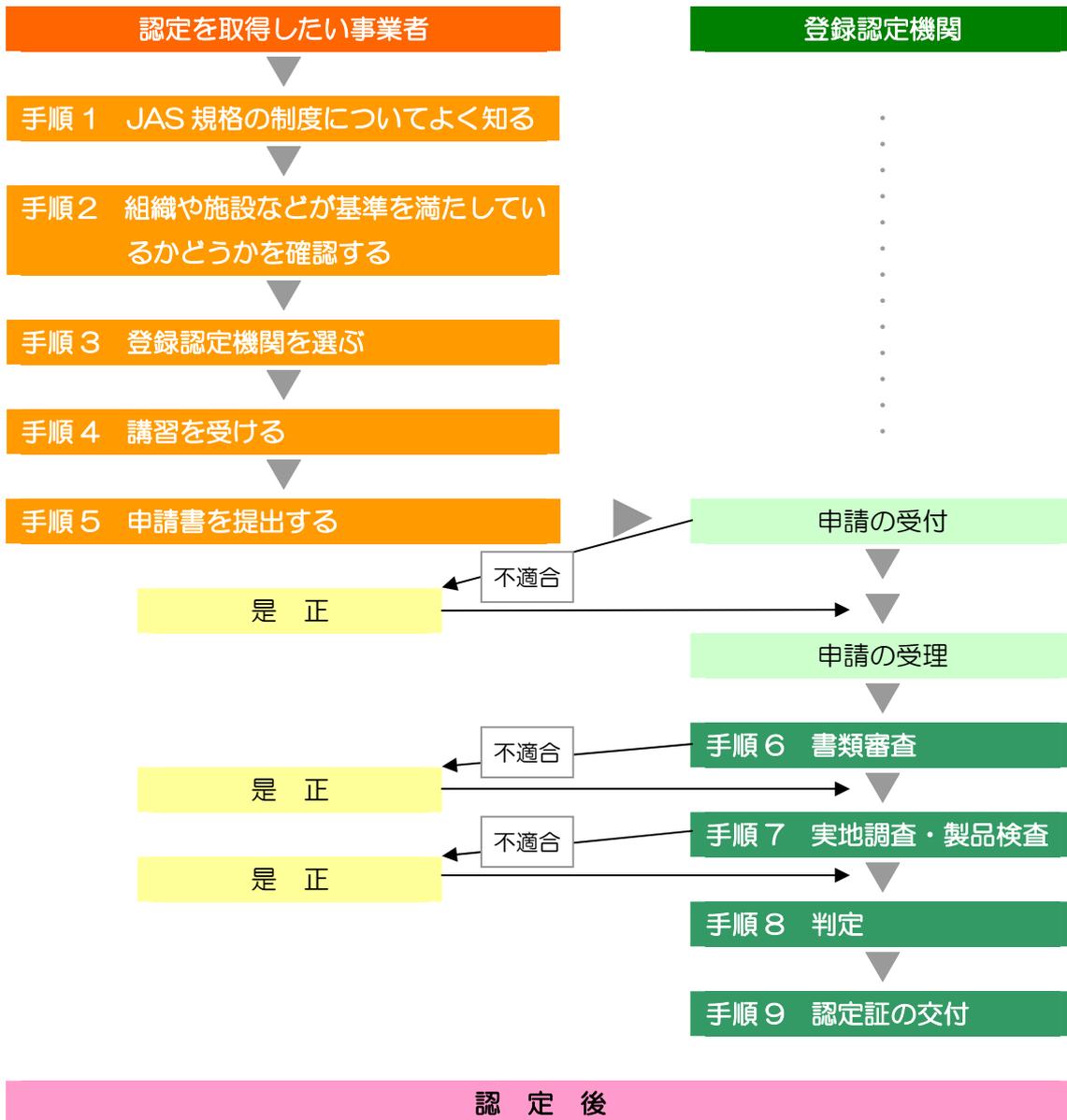
製造業者、輸入業者、運送業者又は  
販売業者を構成員とする法人

注意：上記の分類には例外がありますので、具体的には該当する農林物資の認定の技術的  
基準をご確認ください。

認定の技術的基準の一覧は[こちら](#)（外部リンク：農林水産省）

### Ⅲ JAS 認定取得の手順

JAS 認定の取得にあたっては、手順 1～手順 9 に従って準備を進めてください。  
手順 1～手順 9、認定後をクリックすると詳細をご覧ください。



## 手順 1 JAS 規格の制度についてよく知る

JAS規格の制度に関する資料は、農林水産省のwebサイト「[食品表示とJAS規格](#)」（外部リンク：農林水産省）で公表しています。

認定取得に当たっては、まずJAS規格の制度について理解することが重要ですので、上記のサイトから情報を入手してください。関係書籍をご希望の方は[こちら](#)

「農林物資の種類」とは、即席めん、熟成ハム類等、製材、手延べ干しめん、有機農産物、生産情報公表牛肉などのことです。

認定は、農林物資の種類ごと、事業内容ごと（製造や小分けなど）に取得します。

### 必ず読みましょう

- JAS 規格（該当する農林物資の種類のもの）
- 認定の技術的基準※（該当する農林物資の種類のもの）
- 検査方法（該当する農林物資の種類のもの）
- 格付の表示の様式及び表示の方法（該当する農林物資の種類のもの）
- Q&A（該当する農林物資の種類のもの←Q&A がない規格もあります）

（参考）

- JAS 法 [特に、第 1 条～第 2 条、第 14 条～第 15 条の 2、第 18 条～第 19 条の 2、第 19 条の 11～第 19 条の 16、第 21 条]
- JAS 法施行令（政令） [特に、第 10 条]
- JAS 法施行規則（省令） [特に、第 25 条～第 36 条、第 46 条、第 72 条～第 73 条]

※ 認定の技術的基準には、認定事業者が守るべき基準が示されています。

【例】有機農産物についての認定の技術的基準の項目

- ① 生産及び保管に係る施設
- ② 生産行程の管理又は把握の実施方法
- ③ 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
- ④ 格付の実施方法
- ⑤ 格付を担当する者の資格及び人数

## 手順2 組織や施設などが基準を満たしているかどうかを確認する

認定を取得したい農林物資の種類について、JAS規格や認定の技術的基準を確認して、自らの管理システムや組織（例：人員、資格要件）、施設（例：生産や製造、流通施設の条件、広さ）がこれらの基準を満たしているかを確認してください。



## 手順3 登録認定機関を選ぶ

審査を依頼する登録認定機関を選んでください。

登録認定機関は、前述の農林水産省webサイト及びJAS協会のwebサイト「[登録（外国）認定機関](#)」で公表しています。

農林物資の種類によっては、複数の登録認定機関があります。認定を行う区域や手数料などは登録認定機関によって異なることがあるので、確認のうえ選択してください。

登録認定機関はコンサルタントサービスを行えませんが、認定の手順、権利と義務、認定手数料などについては、申請者に情報を公表する義務がありますので、申請する際はこれらの情報を収集してください。

## 手順4 講習を受ける

講習会の受講が、認定取得の必須条件となります。

認定の技術的基準において講習会の受講が必要とされる品質管理担当者や格付担当者などは、手順3で選んだ登録認定機関の指定する講習会を受講してください。

登録認定機関の指定する講習会とは、登録認定機関が自ら講習会を行う場合と、他の機関（JAS協会など）が行っている講習会を指定する場合があります。



## 手順 5 申請書を提出する

申請書の様式を登録認定機関から取り寄せ、必要事項を記入し、添付書類をそろえて提出してください。

登録認定機関は、申請書に欠落がないかを確認し、かつその内容を見て受理可能かどうかを判断します。

### 申請が受理されない場合

- ① 提出された申請書に不足の資料などがあった場合
- ② JAS 法施行規則（第 46 条第 1 項第 1 号ハ）により申請を受理できないことになっている事業者（認定を取り消され、その認定の取消しの日から 1 年を経過していない事業者など）の場合

## 手順 6 書類審査

申請書が受理されると、申請書の内容が認定の技術的基準を満たしているかどうか、細かく書類審査が行われます。

□■□■ 是 正 ■□■□

書類審査で見つかった不適合については、その程度に応じて改善の指摘が行われたり、申請書の再提出が求められたりする場合があります。

## 手順 7 実地調査、製品検査

書類審査が終わると、実地調査が行われます。

実地調査では、登録認定機関の審査員が工場やほ場など現場へ赴き、申請書の内容と現場の様子や実施状況が一致しているか※、また、認定の技術的基準を満たしているかの調査をします。



※ 実地調査では、内部規程、格付規程、地図などの書類や資料などの申請書の内容と、管理記録、証拠書類、施設の状況などの実施状況に相違がないか確認が行われます。

また、品位、成分、性能その他の品質についての基準を定めている JAS 規格（測定の方法が定められている JAS 規格）においては、申請者の JAS マークを付ける予定の製品が JAS 規格に適合しているかどうかについての製品検査が測定（分析や計測など）により行われます。

製品検査は、登録認定機関の製品検査員が無作為に抽出した製品で行われます。

なお、生産の方法や流通の方法についての JAS 規格（測定方法が定められていない JAS 規格）においては、測定という手法で JAS 規格への適合性を確認することはできませんので、製品検査は行われません。

#### □■□■ 是 正 ■□■□

実地調査や製品検査において基準を満たしていない状態であれば、登録認定機関から事業者に対して改善指摘事項が提示されるので、期限までに是正を完了させます。

通常、是正の状況は審査員に報告し、審査員は是正内容を報告書に盛り込み、登録認定機関に提出します。

## 手順 8 判定

登録認定機関は、書類審査、実地調査及び製品検査の結果をもとに、判定委員会などによって申請内容が「認定の技術的基準」を満たしているかどうかを判断します。（なお、書類審査、実地調査、製品検査を行った審査員はその判定に加わりません）



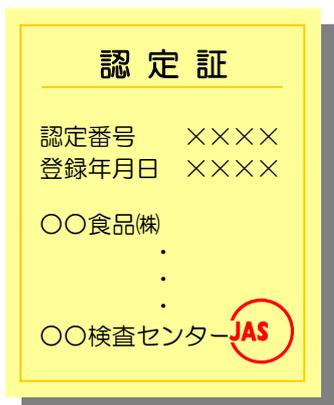
#### □■□■ 異議申し立て ■□■□

判定結果に異議がある場合、申請者は異議申し立ての手続きをすることができます。

## 手順 9 認定証の交付

判定の結果、基準を満たしていると認められた事業者は、「認定事業者」となります。また、認定事業者には認定証が交付されます。

認定事業者となることによって、JAS マーク製品の販売・流通ができるようになります。



申請書を提出（手順 5）してから、認定証の交付を受ける（手順 9）までにかかる期間は、農林物資の種類、事業者の規模によって異なります。順調な手続きの進行には、JAS 規格を理解し、格付のための適切な仕組みを整備することが重要です。

## 認定後

### □■□■ 年次調査・不定期調査 ■□■□

通常は年に 1 度、特別な場合は必要に応じて、登録認定機関の審査員が事業者を訪問し、認定の技術的基準が引き続き守られているかどうかを確認するために調査を行います。

### □■□■ 格付実績（格付表示実績）の報告 ■□■□

認定事業者は毎年 6 月末までに、前年度（4 月から翌年 3 月）に貼付した JAS マークの実績（JAS 製品の生産量や JAS マークの使用数）を登録認定機関に報告します。

## IV よくあるご質問と回答

### Q. 認定にかかる料金（認定手数料）はどれくらい？

A. 認定にかかる料金は、登録認定機関ごとに定められています。

登録認定機関は、申請者に対して料金についての情報を提供しており、登録認定機関によっては、自らのホームページにおいて料金表などを掲載しているところもあります。

ただし、認定にかかる料金は、申請する事業者がどのような品目を扱い、どのような規模で事業を展開しているかなどの条件によって異なりますので、より具体的な料金を知るためには、個別に登録認定機関へご相談いただくことをお勧めします。

また、電話のやり取りだけで具体的な料金を提示することは困難ですので、申請書を提出していただくなどして、申請者側の詳細を把握したうえで、概算見積りを提示している登録認定機関もあります。

### Q. 認定にかかる期間はどれくらい？

A. 認定にかかる期間は、申請する事業者がどのような品目を扱い、どのような規模で事業を展開しているかなどの条件によって異なりますので、個別に登録認定機関へご相談いただくことをお勧めします。

登録認定機関によっては、標準期間を設定しているところもあります。

### Q. 認定を取得すると管理記録を作成するなどの手間が増える？

A. JAS規格に基づいて製品を生産・製造するためのルール作りや、ルールに則って生産・製造したことを証明する管理記録が必要になります。

管理記録があれば原因究明が容易となり、透明性の高い生産・品質管理が可能になるなど、大きなメリットがあります。

**Q.** 有機農産物や有機農産物加工食品を扱う輸入業者は、どんな認定を受けたらよい？

**A.** まずは、認定を取得する必要があるか否かを確認してください。  
既に JAS マークが付けられた製品を輸入し、再包装することなく流通させる場合は、認定取得は不要です。

有機農産物又は有機農産物加工食品を扱う輸入業者の方で、かつ、[JAS製品と同等の格付制度を有する国](#)（外部リンク：農林水産省）においてその国の制度に基づき有機食品の認定（認証）を受けている製品にJASマークを付ける場合には、認定輸入業者になる必要があります。

認定輸入業者は、輸入した有機農産物または有機農産物加工食品を小分けしたり、ブレンド、精米、加工などを行ったりすることはできません。  
小分けするには、小分け業者の認定が別途必要になります。  
ブレンド、精米、加工をするには、有機加工食品の生産行程管理者の認定が別途必要になります。

なお、有機畜産物や有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品を扱う場合は、認定輸入業者にはなれません。

**Q.** 認定取得後、気をつけることは何かありますか？

**A.** 認定審査で確認されている規程に従って生産・製造、格付をします。  
生産の実態が規程と異なる状況になった場合は、規程を見直し、変更の必要があれば登録認定機関への届出をします。

また、登録認定機関への報告（年次計画、格付実績など）や登録認定機関による定期的な調査を受けることが必要です。